

耕そう、大地と地域の未来。

# 食料・農業・農村基本法の見直しに向けた JAグループの取り組み ～食料安全保障の強化に向けて～



令和 5 年 6 月  
全国農業協同組合中央会  
専務理事 馬場利彦

01

# JAグループの運動経過と 政策提案のポイント

# JAグループの政策提案のポイント

JA全中は、食料・農業・農村基本法の見直し等に向けた組織討議を2回実施し、生産現場の意見をふまえた政策提案を決定！（令和5年5月）

## 食料安全保障の強化、国産へ切替

- ①「平時」を含む「食料安全保障の強化」を位置づけ
- ②食料安全保障の状況を適切かつ定期的に評価する仕組みや政府全体で対応しうる体制整備
- ③国内生産の増大を中心に取り組むことを強調するとともに、国産への切替・安定供給に向けた措置を講じる旨明記
- ④主食である米は、現行備蓄水準を堅持するとともに、他の穀物の食料備蓄を強化

1

## 再生産に配慮した 適正な価格形成の実現

- ①「農業の再生産に配慮した適正な価格」とすること
- ②食料安全保障上の事業者の責務を明記
- ③再生産に配慮した適正な価格形成の仕組みについて、早急に具体化

2

## 多様な経営体の位置づけ 農地の適正利用

- ①「中小・家族経営」などの多様な経営体を基本法に位置づけ
- ②地域と調和した農地の適正利用を強化

3

## 経営安定対策の強化

- ①農産物の価格変動の影響緩和対策に加え、資材高騰など生産コストの変動に対しても経営の影響緩和をはかる対策を講じる旨明記

4

## JAなど関係団体の役割強化

- ①JAなど農業団体が食料・農業・農村振興に果たしている役割を基本法に明記するとともに、地方公共団体との連携強化等に必要な施策を措置

5

# 01

# JAグループの運動経過 (R4)

- 1) JAグループでは、食料安全保障の強化を最重点課題として、政府・与党に働きかけを展開。
- 2) 与党の提言等にJAグループの意見が盛り込まれ、基本法見直しに向けた検討が開始されたほか、食料安全保障関連予算が新たに措置。

5月12日

金子農林水産大臣要請 政策推進全国大会  
実・WEB参加：約4,350名



5月13日

政策推進全国大会  
実・WEB参加：約4,350名



7月22日

①生産資材高騰対策  
基本農政確立緊急全国大会  
実・WEB参加：約5,000名  
②自民党団体要請



10月14日

農政推進緊急全国大会  
実・WEB参加：約4,100名  
国会議員：166名（代理含む）



3月10日

食料安全保障の強化に向けて要請 @自民党食安委員会



4月7日

緊急政策要望懇談会  
@公明党

10月13日

野村農林水産大臣要請



基本的考え方の組織討議

R4

2月

2~5月  
食料安全保障に関する検討委員会  
設置・中間取りまとめ

3月

4月

5月

7月

10月20日  
基本法検証PTを設置

9月

9月9日  
食料安定供給基盤強化本部を設置  
9月29日  
「基本法検証部会」を新設

10月

11月30日  
食料安全保障強化政策大綱策定  
基本法見直しに向けた提言

11月

12月

12月27日  
食料安全保障強化政策大綱策定

月2回ペースで開催・議論

# 01

## JAグループの運動経過 (R5)

- 1) 2回の組織討議をふまえ、政策提案を決定し、政府・与党に対して働きかけを実施。
- 2) 与党の提言や農水省検証部会の中間取りまとめ等に対し、JAグループの政策提案の内容等がほぼ全ての項目で反映。

3月8日  
**農政推進の集い**  
実参加：約400名



5月12日  
**自民党での団体要請**



5月12日  
**野村農林水産大臣要請**  
※当日は、野中副大臣に手交



5月12日  
**政策推進全国大会**  
実・WEB参加：約4,000名



**政策推進全国大会広報版**  
(30万部超)



**上記の他、各県域において県別集会を開催する等地元議員に働きかけ！**



食料安全保障に関する検討委員会等で協議

基本法検証部会 (月2回ペースで開催・議論)

5月17日  
食料農業農村政策の新たな展開方向と基本法見直しに向けた提言

5月29日  
中間取りまとめ

6月2日  
食料農業農村政策の新たな展開方向

6月16日  
骨太の方針

JAグループ  
自民党  
政府

# 01

# JAグループの政策提案のポイント1

## 食料安全保障、国産へ切替

### 1) 食料安全保障の位置づけ・関連施策の強化・再構築

① わが国における食料安全保障の定義を明らかにしたうえで、「平時」を含む「食料安全保障の強化」を基本法の目的として明確に位置づけるとともに、食料安全保障の状況を適切かつ定期的に評価する仕組みの構築や政府全体で対応しうる体制を整備するなど、国家をあげた課題として、施策の強化・再構築をはかること。

### 2) 国内生産の増大を基本とした方向の明確化

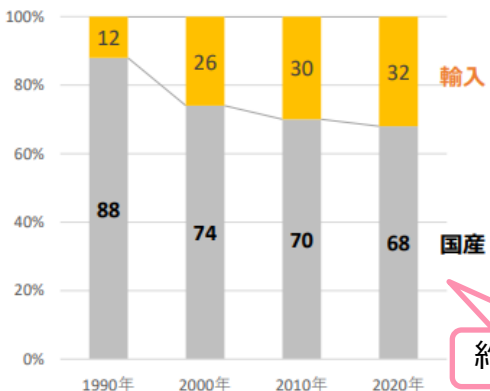
① 食料の安定供給の確保に向け、改めて国内生産の増大を中心に取り組むことを基本法において強調し、自給率・自給力の向上および生産基盤の強化に向けた施策を講じること。

② 輸入依存が大きい農産物（小麦・大豆・飼料作物など）および輸入代替が期待できる農産物（米粉など）の増産、国産への切替・安定供給に向けた措置を基本法に明記すること。主食である米は、現行備蓄水準を堅持するとともに、他の穀物の食料備蓄を強化すること。

### 3) 生産資材の確保・安定供給

① 生産に必要な資材の確保・安定供給や生産性・品質の向上、国内資源の有効活用・流通の円滑化、調達の多様化、備蓄などの措置を講じること。

<加工・業務用野菜の割合>

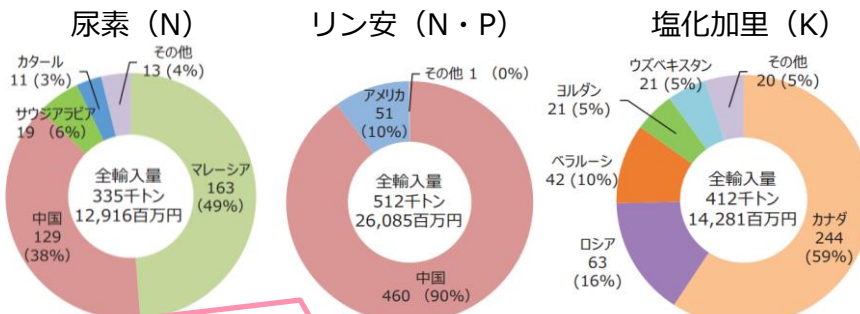


約3割が輸入

<日本の穀物等の備蓄>

品目	備蓄水準
国産 米	100万トン程度
輸入 食糧用小麦	90万トン 需要量2,3ヵ月分

<2020肥料年度での輸入状況>



営農に欠かせない肥料は、中国など海外輸入に依存

# 反 映 状 況

- 1) 自民党の提言や政府の新たな展開方向、検証部会の中間取りまとめにおいて、**平時からの食料安全保障の確立等**について記載。**平時から定期的に評価する仕組みを検討する旨**明記。
- 2) また、**海外依存度の高い品目の生産拡大推進等の構造転換や食料の備蓄強化**に向け、在り方を検討する旨記載。

## 自民党 提言（5月17日決定） 政府 新たな展開方向（6月2日決定）

### 【平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立】

- ・ **食料安全保障について、平時にも、国民一人一人が食料にアクセス**でき、健康な食生活を享受できるようにすることを含むものへと再整理。

### 【食料安全保障の状況を平時から評価する仕組み】

- ・ 様々な指標を活用・分析し、我が国の食料安全保障の状況を**定期的に評価する仕組みを検討**。

### 【食料の安定供給の確保に向けた構造転換】

- ・ 食料や生産資材について過度な輸入依存を低減していくため、安定的な輸入と備蓄とを適切に組み合わせつつ、小麦や大豆、飼料作物など、**海外依存の高い品目の生産拡大を推進するなどの構造転換を進めていくこと**。
- ・ 食料安全保障の強化に向けた構造転換を図るため、国内生産の増大については、海外依存度の高い品目の生産拡大を行うことにより実現。
- ・ **食料の備蓄強化**に向け、国内外の食料安全保障の状況を適切に把握・分析の上、**備蓄の基本的な方針を明確にしていくことを検討**。

## 農水省検証部会 中間取りまとめ （5月29日決定）

### 【国民一人一人の食料安全保障の確立】

- ・ 食料安全保障を不測時に限らず「国民一人一人が活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料を、将来にわたり入手可能な状態」と定義し、**平時から食料安全保障の達成を図る**。

### 【食料・農業・農村基本計画】

- ・ 基本計画については、（中略）**その施策の有効性を示すKPIの設定を行うよう見直すべき**。

### 【食料の安定供給のための総合的な取組】

- ・ 食料の安定供給については、国内農業生産の増大を基本としつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用等も一層重視。

### 【需要に応じた生産】

- ・ 輸入品から**国産への転換が求められる小麦、大豆、加工・業務用野菜、飼料作物等について、国内生産の増大を積極的かつ効率的に図る**。
- ・ 米粉用米、業務用米等の加工や外食等において需要の高まりが今後も見込まれる作物について、積極的かつ効率的に生産拡大及びその定着を図る。

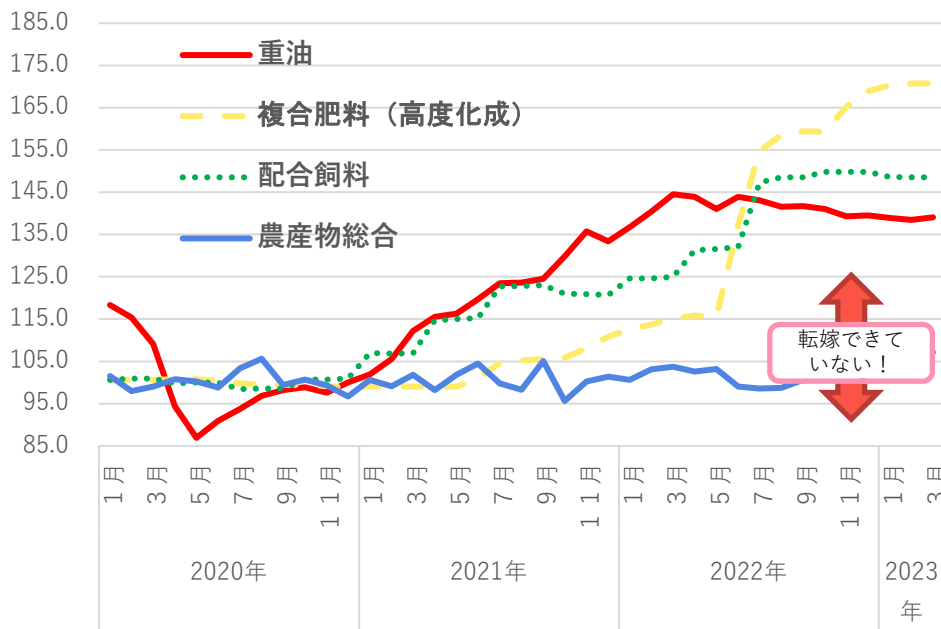
### 【備蓄政策】

- ・ 備蓄制度を有効活用していくため、輸入依存品目・物資についても、国内需要、国内の生産余力や民間在庫、**輸入途絶リスク、財政負担等も総合的に考慮しつつ、適切な水準を含め、効果的かつ効率的な備蓄運営の在り方を検討**。

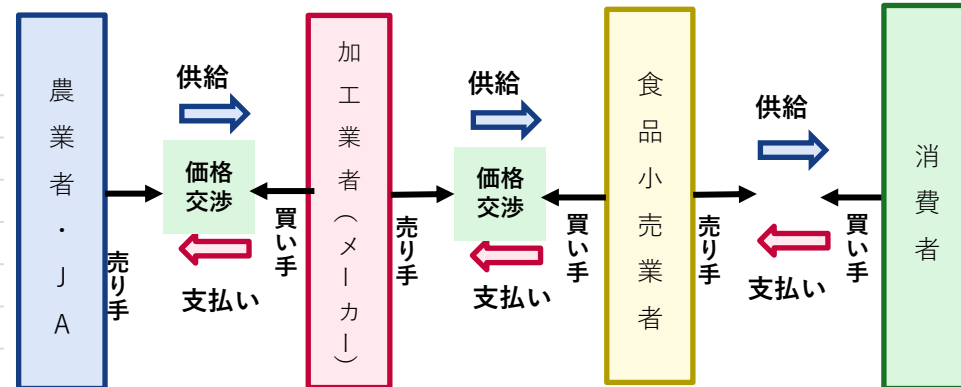
## 適正な価格形成

- 1) 持続可能な農業の実現に向け、「合理的な価格」については、適正な価格形成の実現を意識した「農業の再生産に配慮した適正な価格」とすること。
- 2) 「食料の供給」に加え、生産・流通コスト等をふまえた適正な価格の転嫁、環境負荷軽減の取り組み強化など、食料安全保障上の事業者の責務を基本法に明記すること。
- 3) 「消費者の需要に即した農業生産の推進」に加え、食料安全保障の観点から、海外の取り組みなどを参考に、再生産に配慮した適正な価格形成の仕組みについて、早急に具体化をはかること。

＜主な生産資材価格および農産物価格の推移＞



＜取引の連鎖（イメージ）＞



売り手・買い手の規模の差が、価格交渉力に影響  
(大手小売業者>加工業者>農業者)

**長期にわたるデフレ経済のなか、価格の安さだけで競争する食品販売が普遍化**  
⇒ **食料安全保障上の事業者の責務を明記するとともに、適正な価格形成の仕組みの具体化が必要!**



# 反 映 状 況

- 1) 適正な価格形成の実現に向け、食料システム全体で適正取引を推進するための仕組みを構築する旨明記。「食料・農業・農村政策の4本柱と今後の方向性」では法制化する旨明記。
- 2) 適正な価格転嫁（形成）に向けた、事業者・消費者の役割を位置づけるとともに理解醸成をはかる旨明記。
- 3) 6月16日の「骨太の方針」では、「適正な価格転嫁を促進する仕組み等の検討を進める」と明記。

自民党 提言（5月17日決定） 政府 新たな展開方向（6月2日決定）	農水省検証部会 中間取りまとめ （5月29日決定）
<p><b>【適正な価格形成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 食料システムの各段階の関係者が協議できる場を創設し、 ①適正取引を推進するための仕組みについて、取引の実態・課題等を踏まえて構築、②適正な価格転嫁について、生産から消費までの関係者の理解醸成を図る。</li></ul> <p><b>【事業者・消費者の役割】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業者の役割について、食料システムの持続可能性を確保することが重要であることを踏まえ、食料の供給が持続的に図られるよう努力する旨を位置付け。</li></ul>	<p><b>【適正な価格形成のための施策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 需要に応じて生産された農産物等の適正な価格形成の実現に向けて、課題の分析を行いつつ、<b>フードチェーンの各段階でのコストを把握・共有し、生産から消費に至る食料システム全体で適正取引が推進される仕組みの構築を検討。</b></li><li>・ 適正価格について、消費者や事業者も含めた関係者の理解醸成に向けた施策も必要。</li></ul> <p><b>【関係事業者の役割の明確化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 農産物等の適正な価格形成や個人レベルでの食料安全保障の実現のために、生産・加工・流通・小売等の各事業者や、NPO等の果たす役割、生産資材の供給に携わる関係事業者の果たす役割を踏まえ、基本法において明確化するべき。</li></ul>

# 01

# JAグループの政策提案のポイント3

## 多様な経営体の位置づけ農地の適正利用

- 1) 「中小・家族経営」などの多様な経営体を基本法に位置づけ、その育成・確保に向けた施策を講じること。新規就農者や雇用就業者などの育成・研修、事業承継、農作業受託組織など農業サービス事業体の育成・促進をはかること。
- 2) 農地の持続性をもった最大限の活用をはかるため、国が責任をもって優良農地を確保・活用する旨基本法に明記し、不適切な取得・利用の排除、優良農地の転用規制の強化など、地域と調和した農地の適正利用を強化すること。

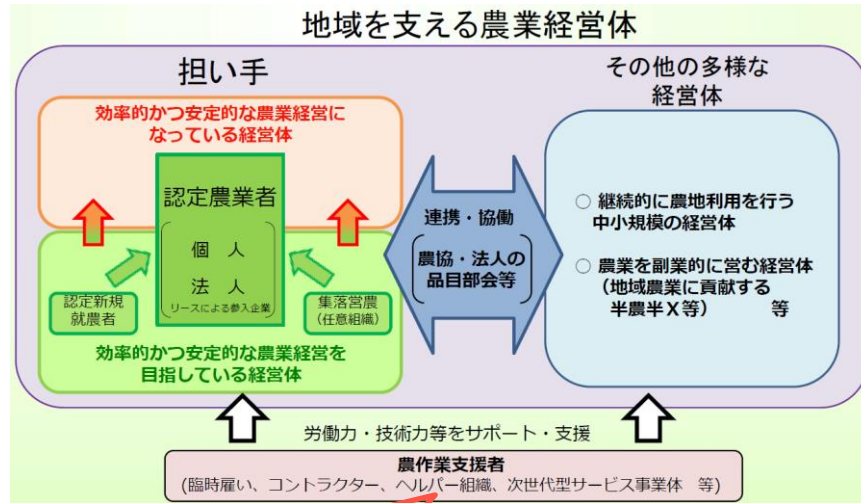
### <農業従事者数等の推移>

	1998年	2022年	増減
農業従事者数	691万人	229万人 (2021年)	▲462万人 (▲67%)
基幹的農業従事者数	241万人	123万人	▲118万人 (▲49%)

農業従事者数：15歳以上の世帯員のうち、調査期前1年間に自営農業に従事した者  
 基幹的農業従事者数：15歳以上の世帯員のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者

- ✓ 生産基盤および地域経済・社会の維持をはかるため、地域計画に位置付けられた「中小・家族経営」などの多様な経営体の育成・確保が不可欠
- ✓ 新規就農者等の育成、事業承継、農作業受託組織などサービス事業体の育成・促進が必要

### <望ましい農業構造の姿（現行基本計画）>



➡機械の共同利用やサービス事業体の育成等を含め、**多様な経営体への更なる支援の拡充が必要！**

# 反 映 状 況

- 1) 基本法検証部会の中間取りまとめでは、多様な経営体（農業人材）が農業者として農業分野において位置づけられ、農地の受け皿となる経営体等とともに地域において持続的に農業生産を行う旨記載。
- 2) 自民党の提言や新たな展開方向においては、「多様な経営体に対し、サービス事業体の育成・確保を図るための仕組みの検討」と明記。



【第13回基本法検証部会発言概要 4月14日】

- 農村、農地の文脈で多様な人材の活用という記載があるが、**農業者として農業分野でも多様な経営体を位置づけてほしい。**

【第15回基本法検証部会発言概要 5月19日】

- 農地の受け皿となるような経営体はどうしても必要だと思っているが、**ただ大規模な経営体だけで地域農業を担っていくという事はできない。**現実問題として、いわゆる中小・家族経営、兼業農家、定年帰農者、いわゆる半農半Xだとか、**いろいろな方々が小さな農地でも支えながら農業を守っている。**

反映

〈 基本法検証部会 中間取りまとめ  
多様な経営体部分 抜粋 (5月29日) 〉

## 第2部 分野別の主要施策

### 2 農業分野

#### (3) 農業施策の見直しの方向

#### ④ 多様な農業人材の位置付け

農地を保全し、集落の機能を維持するためには、地域の話合いを基に、

(ア) 離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体の役割が重要であることを踏まえ、これらの者への農地の集積・集約化を進めるとともに、

(イ) **農業を副業的に営む経営体など多様な農業人材が一定の役割を果たすことも踏まえ、これらの者が農地の保全・管理を適正に行う**

取組を進めることを通じて、地域において持続的に農業生産が行われるようにする。

反対！

※ 一部の委員からは反対意見も出されたが、JAグループの意見が反映される結果に



## 経営安定対策の強化

- 1) 世界情勢の不安定化等により、資材価格の高騰による農業経営の悪化が問題となるなか、食料の安定供給に必要な農業者の経営安定をはかるためにも、経営安定対策について、農産物の価格変動の影響緩和対策に加え、資材高騰など生産コストの変動に対しても経営の影響緩和をはかる対策を講じる旨基本法に明記すること。

## ＜主な経営安定対策＞

- **水田活用の直接支払交付金**
  - ・水田を活用して麦、大豆、飼料作物、飼料用米等を生産する農業者を支援
- **畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）**
  - ・標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分を交付
- **米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）**
  - ・米・麦・大豆等の販売収入の合計が標準的収入額を下回った場合に差額の9割を補てん
- **牛・豚マルキン**
  - ・標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を生産者と国による積立金より交付
- **肉用子牛生産者補給金**
  - ・肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し補給金を交付
- **加工原料乳生産者補給金**
  - ・加工原料乳（バター、脱脂粉乳等）として仕向けた生乳の実績数量に応じて補給金を交付
- **野菜価格安定制度**
  - ・対象野菜（14品目）の価格が著しく低落した場合、生産者および国等の積立金より補給金を交付
- **収入保険**
  - ・保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補てん

## ＜資材価格の高騰をふまえ措置されている対策＞

- **配合飼料価格安定制度**
  - ・（通常補てん）  
生産者と飼料メーカーの積立金により、輸入原料価格が直近1か年の平均を上回った場合に補てんを実施
  - ・（異常補てん）  
国と飼料メーカーの積立金により、輸入原料価格が直近1か年の平均の115%を超えた場合に補てんを実施
- **肥料価格高騰対策**
  - ・化学肥料低減の取り組みを行った上で前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付
- **施設園芸等燃油価格高騰対策**
  - ・生産者と国で基金を設け、燃油・ガスの価格が一定の基準を超えた場合に補てんを実施

- ✓ 資材価格の高騰に対しては、激変緩和的な位置づけとして各種資材価格高騰対策が措置
- ✓ 現在措置されている経営安定対策の多くは農産物の価格変動の影響緩和に着目した対策であり、世界情勢が不安定するなか、資材価格の高騰など生産コストの変動にも着目し、販売価格・生産コストの両面からの対策が講じられるよう、基本法への位置付けが必要

# 反 映 状 況

- 1) 経営安定対策については、「経営安定対策の充実」として、現行対策を引き続き講じる旨記載。
- 2) 肥料の価格急騰時における高騰分の補填対策を明確化して対応する旨明記。



【第15回基本法検証部会発言概要 5月19日】

- 適正な価格形成の仕組みについて、生産コストの価格反映は非常に重要であり、今回の見直しの中の重要な施策になるが、この価格反映ができなかった場合の経営安定対策が非常に重要ではないか。
- 肥料の対策について記載いただいておりますが、ありがたい話であるが、生産コストは肥料だけでなく、幅広くあるため、肥料以外も含めて、経営安定対策をどう充実させていくのかという視点が大事ではないか。

自民党 提言（5月17日決定）  
政府 新たな展開方向（6月2日決定）

## 【経営安定対策の充実】

- ・ 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、肉用牛肥育・肉豚経営安定交付金、収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）、収入保険等で万全に対応。
- ・ 肥料について、平時においては、化学肥料から堆肥や下水汚泥資源等の代替資源への転換、堆肥の広域流通を促進、調達先国との資源外交の展開、肥料原料の備蓄体制を強化。**価格急騰時には、価格転嫁が間に合わない高騰分の補填対策を明確化して対応。**

農水省検証部会 中間取りまとめ  
（5月29日決定）

## 【経営安定対策の充実】

- ・ 農業者の経営安定に向けた各種品目別の経営安定対策や、収入保険等のセーフティネット対策を引き続き講じていくとともに、普及・利用促進を行う。

## 【生産資材の価格安定化に向けた国産化の推進等】

- ・ 特に、肥料については、価格が急騰し、価格転嫁が間に合わない場合の影響緩和のための対策を明確化して対応。

## JAなど関係団体の役割強化

1) 基本法では、団体の再編整備のみ記載されているが、JAなど**農業団体が食料・農業・農村振興に果たしている役割を基本法に明記**するとともに、食料・農業・農村に関する**関係団体・地方公共団体との連携強化、その役割発揮に必要な施策を講じること。**

<JAグループの取り組み（第29回JA全国大会）>

目指す姿（10年後）

持続可能な  
農業の実現

豊かでくらしやすい  
地域共生社会の実現

協同組合としての役  
割発揮

重点的に取り組む5つの柱

- ①持続可能な食料・農業基盤の確立
- ②持続可能な地域・組織・事業基盤の確立
- ③不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化
- ④協同組合としての役割発揮を支える人づくり
- ⑤食・農・地域・JAにかかる国民理解の醸成

対話を通じた不断の自己改革【3つの基本目標】

農業者の所得増大

農業生産の拡大

地域の活性化

地域に根ざした協同組合として、正・准組合員のみならず、地域住民に対し、様々な事業を通じ、役割を發揮。

さらなる食料・農業・農村振興に向け、JAなど農業団体が果たしている役割を基本法に明記するとともに、関係団体や国・地方公共団体との連携強化、団体等取り組みの後押しなど、施策を講じることが必要！

# 反 映 状 況

1) 団体の役割として、農業者の経営発展、地域農業・農村の維持・発展を図るため、その役割を適切かつ十分に果たしていくことが重要と明記。



【第14回基本法検証部会発言概要 4月28日】

- 団体等の役割に関しては、地域農業や農村の維持発展のために役割を発揮していくことが重要。
- JAグループを含めて団体や自治体の職員数が減っている中で、地域の実情に応じてそれぞれが連携強化していく点も重要。JAでは合併がすすみ、1県1JAのところもある。自治体や関係団体が丸投げ、押しつけではなく、地域農業の発展に向けて一体となって取り組んでいくことが大切と改めて認識。

自民党 提言（5月17日決定）  
政府 新たな展開方向（6月2日決定）

農水省検証部会 中間取りまとめ  
（5月29日決定）

## 【関係団体等の役割】

- ・ **食料・農業・農村に関わる関係団体**が、農業者・食品事業者等の経営発展、地域農業・農村の維持・発展を図るため、**その役割を適切かつ十分に果たしていく必要**があり、**その取組を後押しすることを位置付け**。

## 【団体の役割等】

- ・ **食料・農業・農村に関わる関係団体**は、農業者・食品事業者等の経営発展、地域農業・農村の維持・発展、輸出促進を図る取組を後押しするといった**役割を適切かつ十分に果たしていくことが重要**。その役割の発揮のため、地域の実情に応じて、**団体間や自治体との連携の強化等**を図ることが重要。

02

# 今後の取り組みのポイントと 想定スケジュール



- 1) 「基本法検証部会中間取りまとめ」および「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」において、**ほぼ全ての項目でJAグループの提案が反映**。
- 2) 今後中間取りまとめ等をふまえ、基本法条文や関連法案の見直し、関連対策の具体化に向けて、**重要な局面が続く**。引き続き、JAグループの意見反映に向け、政府・与党の動向をふまえつつ、次期働きかけを展開。

### 1 工程表の作成

(令和5年度内)

- ✓ 基本法の見直し作業にあわせて、年度内に関連法案や関連対策の検討等にかかる**具体的な工程表が示される見通し**。
- ✓ 基本法見直しを見据え、関連法案等の具体化が適切にすすめられるよう、引き続き情報収集に努めながら、JAグループの政策提案を反映していくことが必要。

### 2 R6年度予算

(8月末概算要求、12月概算決定)

- ✓ 6月に決定した骨太方針等をふまえ、8月末に概算要求が行われる予定。
- ✓ 7月の本会理事会で予算要請を決定し、食料安全保障の強化に向けた万全な予算確保に向け要請を実施。

### 3 次期基本計画策定

(令和6年度)

- ✓ 新基本法のもと、次期基本計画の策定に向けた議論が開始される予定。  
(令和7年3月末に策定見通し)
- ✓ 基本法の見直しをふまえ、JAグループの意見反映に向け、働きかけが必要。

### 主要な課題とそのポイント

- ✓ 食料安全保障の強化に向けた予算の確保・対策の拡充。
- ✓ 再生産に配慮した適正な価格形成に向けた仕組み（法制化）の具体化。
- ✓ 中小・家族経営体やサービス事業体等、地域を支える多様な経営体への支援策の拡充。
- ✓ 経営安定対策の拡充・強化、日本型直接支払制度の拡充。
- ✓ スマート農業の振興の法制化にかかる対策・税制などの具体化。

# 基本法見直しに関する今後の想定スケジュール

